

令和3年1月8日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

緊急事態宣言の発出に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月7日に国から緊急事態宣言が発出されました。

これを受けて、区内保育所等の運営については、下記の通りとしますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

区内保育所等(保育所、こども園、小規模保育および保育ママ)については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通りの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

2 登園にあたってのお願い

感染拡大防止のために、各ご家庭での感染対策もとても大切です。

引き続き、以下のような点にご留意いただき、感染の拡大防止にご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

- (1) 発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。日頃からお子様の健康状態について、お通りの保育施設と情報共有をお願いします。
- (3) お子様またはご家族が PCR 検査を受けた、または濃厚接触者と判定された場合には、必ず保育施設にお知らせください。
- (4) 三密の回避、外出先からの帰宅時の手洗いや消毒の徹底を改めてお願いします。
- (5) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。

裏面あり

3 保育料の扱いについて

区内保育所等は原則として開所としますが、ご家庭やお勤め先の事情により緊急事態宣言発令期間中の登園を控えられた場合等を考慮し、保育料については、次の通りといたします。

- (1) 1月14日から2月7日までの登園日が0日の場合、1月の保育料を全額返還します(2月は通常の保育料となります)。

別紙「保育実施停止申請書」を1月19日(火)までにお通いの園にご提出願います。

返還させていただく時期や方法等については改めてご連絡します。

保育料がかかっている場合のみご提出ください。

- (2) 新型コロナウイルス感染症発生に伴いお通いの園が臨時休園となった場合、臨時休園期間の日数分を減額します。
- (3) 上記以外の場合は通常の保育料となります。
- (4) 2月以降については、1月下旬ごろを目途に改めてご連絡します。

4 その他

各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

各施設での対応について

【区立・公設民営】

子ども施設運営課区立保育施設係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

【私立】

子ども施設整備課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3